

アルゼンチン

特許法

2003年12月4日制定の法律 No. 25.859 により改正された法律 No. 24.481

2004年1月8日施行

政令 No. 27/2018 により 2018年1月11日改正

目次

第 I 部 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 II 部 特許

第 I 章 特許性

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 II 章 特許を受ける権利

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 III 章 特許付与

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条

第 IV 章 特許の存続期間及び効力

第 35 条
第 36 条

第 V 章 移転及び契約によるライセンス

第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条

第 VI 章 権利付与の例外

第 41 条

第 VII 章 特許の所有者の許諾を必要としない特例の使用

第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条

第 VIII 章 追加特許又は改良特許

第 51 条
第 52 条

第 III 部 実用新案

第 53 条

第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条

第 IV 部 特許及び実用新案の無効及び失効

第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条

第 V 部 管理手続

第 I 章 手続

第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条

第 II 章 審判請求

第 72 条
第 73 条
第 74 条

第 VI 部 特許及び実用新案証が付与する権限の侵害

第 75 条
第 76 条
第 77 条
第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条

第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条
第 89 条

第 VII 部 国家工業所有権機関の組織

第 90 条
第 91 条
第 92 条
第 93 条
第 94 条
第 95 条

第 VIII 部 最終移行規定

第 96 条
第 97 条
第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条
第 105 条

第 I 部 総則

第 1 条

すべての生産分野におけるすべての種類の発明は、発明者に対して、本法に規定する権利と義務を付与する。

第 2 条

発明の所有権は、次の工業所有権の付与により証明する。

- (a) 特許
- (b) 実用新案証

第 3 条

本法の管轄する工業所有権は、現住所又は選定居住地为アルゼンチン共和国に有する国民又は外国人である自然人又は法人が取得することができる。

第 II 部 特許

第 I 章 特許性

第 4 条

物又は方法に係る発明は、新規性、進歩性、産業上の利用可能性があることを条件として、特許を受けることができる。

(a) 本法の適用上、人間の創作物であつて物質又はエネルギーの人間による利用への転換を可能にするものは、発明とみなす。

(b) 発明は、技術水準に含まれない場合は、新規性を有するものとみなす。

(c) 技術水準とは、特許出願日前に又は認知された優先日前に、国内外を問わず、口頭若しくは書面説明により又は実施若しくは他の情報伝播方法により公表された技術知識の全体と理解する。

(d) 進歩性を認めるのは、創作の方法又は結果が、当該技術の熟練者にとり容易に予測できない場合である。

(e) 産業上の利用可能性を認めるのは、発明の主題により、産業的結果又は物が得られる場合で、この場合の産業とは、農業、林業、牧畜業、水産業、鉱業、狭義の加工産業及びサービス業等と理解する。

第 5 条

発明の開示とは、発明者又はその承継人が発明を何らかの伝達手段により公開したもの又は国内若しくは国際の博覧会で展示したもので、当該開示が特許出願日前の又は認知された優先日前の 1 年以内である場合は、発明の新規性を妨げない。その場合の出願は、本法の規則に定める条件に基づく裏付証拠書類を伴うものとする。

第 6 条

本法の適用上、次の事項は発明とみなさない。

(a) 発見、科学理論及び数学的方法

(b) 文学又は芸術的創作又はその他美的創作及び科学的創作

(c) 知的活動、遊戯、経済事業活動の計画、規則又は方法及びコンピュータ・プログラム

(d) データ発表の様式

(e) 人間又は動物に適用する外科的、治療的、診断的処理方法

(f) 公知の発明の羅列又は公知の物の組合せ、その形状、寸法若しくは材料の変更。

ただし、諸要素を別個に機能させ得ない方法による組合せ若しくは羅列の場合又はその諸要素の性状の特徴若しくは機能が当該技術の熟練者にとり自明でない産業上の結果をもたらすように変更される場合は、その限りでない。

(g) 自然界に既存の何らかの種類の生命体又は生物

第 7 条

次の事項は、特許を受けることができない。

(a) アルゼンチン共和国領域内で、公序良俗を守り人若しくは動物の健康を保持し植物を保

存するために、又は環境上の重大な被害を避けるために、実施を禁止すべき発明

(b) すべての生物及び遺伝子物質であって自然界に存在するもの、又は動物、植物及び人間の生殖に係る生物学的方法(当該物質に適用され、自然界におけると同様の態様で常態の自由な複製をもたらす能力のある遺伝子的方法を含む)により自然界から獲得できるもの。

第 II 章 特許を受ける権利

第 8 条

特許を受ける権利は、発明者又はその承継人に帰属し、発明者又はその承継人は、当該権利を、適法な手段により譲渡若しくは承継し又はライセンス契約を結ぶ権利を有する。第 36 条及び第 99 条の規定を害さない限りにおいて、特許により次の排他的権利が特許の所有者に付与される。

(a) 特許の主題が物である場合、第三者が当該特許所有者の承諾なく、特許の主題である物の製造、使用、販売の申出、販売又は輸入を行うことを禁じる権利

(b) 特許の主題が方法である場合、当該方法特許の所有者は、第三者が当該特許所有者の承諾なく、当該方法の使用及びこの方法により直接製造される物の使用、販売の申出、販売又は輸入を行うことを禁じる権利を有する。

第 9 条

特許若しくは実用新案証の願書において自然人として指定された者は、反証のない限り、発明者とみなし、当該発明者は、対応の証書に記載される権利を有する。

第 10 条

雇用関係上でなされた発明は、次の通りとする。

(a) 使用者との契約その他の雇用又は役務関係であって、発明活動の実行を全体的又は部分的に目的とする関係の期間中に、従業者によりなされる発明は当該使用者に帰属する。

(b) 上述の状況下で発明をなした従業者は、その発明及びその発明の使用上の事業体における重要性に対する当該人の個人的貢献が、当該人の契約関係又は雇用関係の明示的暗示的条件を明らかに超える場合は、当該発明につき追加報酬を受ける権利を有する。(a)に規定の状況が該当しない場合であって、従業者が当該事業体内における当該人の職務上の活動と関連する発明をなし、当該発明が事業体内で取得した技術により又は事業体が提供した手段の利用により専ら影響されたものである場合は、使用者は、発明の所有権又は留保されたライセンスを有し、この選択権を発明達成後 90 日以内に行使するものとする。

(c) 使用者が、発明の所有権を取得するか又はライセンスを留保する場合は、従業者は、発明の産業的及び商業的意義に均等の経済的補償の決定を得る権利を有し、その際には、事業体により利用可能とされた手段又は知識の価値及び従業者個人によりなされた貢献度につき、相応の斟酌がなされる。使用者が発明を第三者にライセンス許諾する場合は、発明者は、特許の所有者に対して、特許の所有者が実際に請求するロイヤルティの 50%までの支払を請求することができる。

(d) 発明がなされた事業分野内の雇用を発明者が退職した日後 1 年までの間に特許出願がなされる場合は、事業上の発明は、退職後といえども業務又は役務契約の遂行上になされたも

のとみなす。

(e) 業務関連の発明であって、(a)及び(b)に規定の状況が該当しないものは、発明者に排他的に帰属する。

(f) 本条が付与する権利の従業者による事前放棄は、無効とする。

第 11 条

特許が付与する権利の決定は、認可クレーム中の最先のものによるものとし、クレームは発明を定義し権利範囲の境界線を確定するものであり、明細書及び図面又は該当する場合の生物の寄託が、クレームの解釈を助ける。

第 III 章 特許付与

第 12 条

特許取得のためには、本法及び本法規則に規定の特徴及びその他情報を、国家工業所有権機関の特許局に、願書として提出しなければならない。

第 13 条

特許は、発明者又はその承継人が直接又は代理人経由で出願することができ、外国において出願した後に本国に出願する場合は、当該最先出願後の経過 1 年以内の出願を条件として、最先の特許出願日を優先日として付与する。

第 14 条

前条に規定する優先権は、特許出願時において請求しなければならない。実体審査段階において、局はそれが外国語であるときはスペイン語翻訳文を付した優先権書類を請求することができる。

更に、優先権の認可には次の要件が満たされなければならない。

(i) 該当する場合、優先権の譲渡書類が提出されなければならない。

(ii) アルゼンチン共和国に対する出願は、外国出願のクレームの範囲を超えてはならず、超える場合は、優先権は外国出願に関係する部分のみとなり、

(iii) 最初の出願国は、相互主義の原則にあること。

第 15 条

特許に対する権利は、2 以上の発明者が同一発明を互いに独立になした場合は、先の出願日又は優先日を有する者に帰属し、2 以上の者が発明を共同でなした場合は、全員共通に帰属する。

第 16 条

出願人は、手続遂行中いつでも出願を放棄することができ、出願が 2 以上の出願人に帰属する場合は、放棄は共同でなされなければならないが、放棄が共同でなされない場合は、放棄者の権利は、残存出願人に帰属する。

第 17 条

特許出願は、2 以上の発明又は単一の包括的発明概念を構成する関連した発明群の 2 以上に係ることはできず、当該要件を満たさない出願は、規則により分割する。

第 18 条

出願日は、本法が設立する特許庁に対して、出願人が次のものを届け出る日とする。

- (a) 特許出願する旨の宣言
- (b) 出願人の身分証明
- (c) 明細書及び 1 又は複数のクレーム(本法に規定の要件を満たさないものを含む)

第 19 条

特許取得のためには、次の事項の提出が必要である。

- (a) 発明の名称及び明細書
- (b) 明細書の理解のために必要な図表又は図面
- (c) 1 又は複数のクレーム、並びに
- (d) 発明の明細書の要約であって、専ら公告刊行及び技術情報源の目的のためのもの

前記要件が出願日後 30 日以内に満たされないときは、出願は、追加手続の指示なく、拒絶される。

第 20 条

出願は、当該分野の平均的な知識を有する専門家が実施できるように十分な明解性と完全性を以て発明を説明し、同様に当該発明実施のために知られた最善の方法並びに使用素材及び成分の明瞭で正確な説明を含むものとする。

説明された方法及び工程は、生産において直接応用できるものでなければならない。

微生物に係る出願の場合は、工程自体と共に、クレームの工程により取得できる物を、当該出願において説明しなければならず、微生物の菌株を規則の定により当該目的のために授権された機関に寄託しなければならない。

公衆は、規則の定により、出願公開の日から寄託機関において微生物の培養を閲覧できるものとする。

第 21 条

裏付のために提出する図面、図表及び図面は、明細書の理解のために十分に明瞭なものとする。

第 22 条

クレームは、保護を求める主題を定義し、簡潔明瞭とし、1 又は複数とすることができ、明細書に基づくものとし、明細書の範囲を超えることはできない。第 1 クレームを主要主題に係るものとし、他のクレームは従属主題とする。

第 23 条

発明の特許出願は、手続遂行中に、実用新案出願への変更及び逆の変更が可能である。出願人は、出願日後 30 日以内に又は特許局による変更要求日後 30 日以内に変更をすることができる。出願を出願人が期限内に変更しない場合は、放棄されたものとみなされる。

第 24 条

特許局は、出願の予備審査を行い、必要とみなす点については、更なる情報若しくは明確化又は誤謬若しくは不備の訂正を要求することができる。

出願人が 30 日以内にこの要求に応じない場合は、出願は放棄されたものと宣言される。

第 25 条

係属中の特許出願及び付属書類は、公開の時までは守秘される。

第 26 条

特許庁は、係属中の特許出願を出願日後 18 月以内は公開手続をせず、出願人の請求により当該期間満了前に公開する。

第 27 条

施行規則に規定の手数料の納付を受けて、特許局は、第 2 部第 1 章に定める条件の遵守を判定するための実体審査を行う。

特許局は、施行規則の規定により、外国審査機関による実体審査の謄本を要求することができ、また当該国の大学又は科学技術機関で働く研究者に対して報告を求めることもでき、その場合は、施行規則の規定により個々の場合に報償する。

発明特許の出願人は、必要のときは自己の敷地構内で審査を行うよう庁に請求することができる。

出願人が、出願日後 18 月以内に実体審査の手数料を納めない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

第 28 条

出願につき指導を要する場合は、特許庁は所見を出願人に伝え、60 日以内に出願人が適切とみなす説明を提出又は必要な情報文献を提出するよう手配し、出願人が所定期限に当該要求に応じない場合は、出願取下げとみなす。

当該所見はすべて、先に説明要求がなされている場合を除き、特許庁による単一文書でなす。

何人も、第 26 条に規定の公開後 60 日以内に、特許出願について理由を付した意見書を提出し証拠書類を追加することができる。当該意見書は、特許付与についての法的要件の不遵守又は不十分な遵守の申立事項により構成するものとする。

第 29 条

特許庁の指導に応じて出願人が行為しない場合は、特許出願は拒絶され、その旨が、拒絶理由及び当該決定裏付の論拠を伴う文書で出願人に伝達される。

第 30 条

特許庁は、すべての関連要件が満たされた場合は、特許証を付与する。

第 31 条

特許付与は、出願人のクレームよりも強い第三者のクレームを害するものではなく、特許に係る主題の有用性を国が保証するものでもない。

第 32 条

特許付与は、工業所有権庁のウェブサイトにも、庁により制定された規則に従って公告される。

第 33 条

特許証の正文の変更は、実体又は方式の誤記の訂正についてのみ許される。

第 34 条

付与された特許は、公知事項であり、当該書類の謄本は、所定手数料支払を以て請求する何人に対しても交付される。

第 IV 章 特許の存続期間及び効力

第 35 条

特許存続期間は、更新できない 20 年とし、出願日から起算する。

第 36 条

特許により付与される権利は、次の者及び事項に対しては無効とする。

(a) 第三者であって、私的又は学術的環境において営利を目的とせず、純粹に実験的、試験的又は教育目的で、科学技術研究活動を行い、その目的のために、特許を受けたものと同じの物を製造し、使用し、又は同一の方法を利用する者

(b) 医師の処方箋に対して個人的になされる、公認の専門家による医薬品の通常の処方又はそのように処方された医薬品に係る行為

(c) 特許を受けた物又は特許方法により取得された物を、当該物が何れかの国で適法に市場化された上で、取得、使用、輸入その他何らかの方法で取り扱う者。市場化は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の第 III 部第 4 節に適合する場合は、適法とみなす。

(d) アルゼンチン共和国において特許された発明の実施であって、アルゼンチン共和国法律管轄圏内を偶然に又は一時的に通過する外国籍の陸上車両、海上船舶又は航空機上でなされるもので、当該発明実施が専ら当該車両、船舶、航空機用途のみに限られる場合の実施。

第 V 章 移転及び契約によるライセンス

第 37 条

特許及び実用新案証は、適法の方式要件に従うことを条件として全体的又は部分的に、移転

しライセンスすることができる。移転が第三者に対して拘束力を有するためには、国家工業所有権機関に登録しなければならない。

第 38 条

ライセンス契約は、ライセンシーの生産、販売若しくは技術開発に悪影響を与え、競争を制限し、又はその他取引条件(ライセンシーの改良技術及び改良特許に対する排他的権利の提供、有効性に対する異議の禁止、強制的な共有ライセンスの提供等、法律 No. 22. 262 その他修正代替法に規定の諸慣行)を強要するなどの制限的取引条項を含まないものとする。

第 39 条

別段の規定がない限り、ライセンスの付与は、特許又は実用新案の所有者が他のライセンスを付与すること又は当該人自身が同時に実施することの可能性を排除しないものとする。

第 40 条

ライセンス契約を付与された者は、当該発明の所有者が法律手続を提起しない場合に限り、当該所有者に与えられる法律手続を提起する権利を有する。

第 VI 章 権利付与の例外

第 41 条

国家工業所有権機関は、管轄庁の合理的な請求があれば、特許の付与する権利に対して限られた例外措置を取ることができるが、当該例外措置は、特許の実施を不当に害してはならず、特許の所有者の適法な利権を不当に害するものであってはならず、第三者の適法な利権に対する相応の斟酌を条件とする。

第 VII 章 特許の所有者の許諾を必要としない特例の使用

第 42 条

実施希望者が、第 43 条に基づき相応の取引条件で特許の所有者に対してライセンスの付与を請求したが、当該ライセンス請求後 150 日経過後も当該請求が認められない場合は、国家工業所有権機関は、特許の所有者の許諾を経ず、当該特許の特例の使用を許可することができる。ただし、前段を害することなく、適正を期し自由競争を守るために、法律 No. 22. 262 又は修正代替法により設定された当局に対して通知することを要する。

第 43 条

特許付与後 3 年経過後若しくは出願日後 4 年経過後、発明が実施されていない場合又は発明実施のための真のかつ実際上の準備がなされていない場合又は当該実施が中断されて 1 年を超える場合は、何人も特許の所有者の許可を得ずに発明使用の許諾を請求することができる。ただし、不可抗力の場合はこの限りでない。

法的及び技術的性格の客観的困難、例えば市場化許可を得るための庁への登録取得の遅延であって特許の所有者の力を超えて発明実施を不可能にする事項は、不可抗力と法律で認めら

れるものに加え、不可抗力の事由とみなす。資金不足又は経済力不足は、それ自体では正當化事由を構成しない。

国家工業所有権機関は、特許の所有者に対して、当該人の承諾なく特許の使用を許可する前に、前段規定の不遵守を伝達する。

管轄庁は、当事者を審問し同意の不可能を確認した上で、特許の所有者が請求すべき相応の補償を設定する。当該補償は、許諾の経済価値を適正に評価し、独立当事者間のライセンス契約下、当業界で支払うロイヤルティの平均的料率も勘案し、個々の状況により決定する。当該使用許可の決定は、申請日後 90 日以内になすものとし、不服申立は、民事商事連邦裁判所に依るものとし、不服申立は、停止効果を有さない。

第 44 条

特許が付与するライセンスは、特許の所有者が競争慣行に反する行為に携わったことを管轄庁が確定した場合は、特許の所有者の許可なく付与され、その場合は、特許の所有者に与えられる補償を害することなく、当該権利は、第 42 条に規定の手續の請求を経ず付与される。本法の適用上、次の慣行その他を反競争的とみなす。

- (a) 特許による物の価格設定であって、市場平均と比べ過当又は差別的であるもの、特に、同一物につき特許の所有者が請求する価格より著しく低い価格で市場提供する代替申出が存在する場合の価格設定
- (b) 相応の取引条件での市場提供の拒否
- (c) 販売又は生産活動の遅延行為
- (d) その他行為であって法律 No. 22. 262 又は修正代替法が禁止する慣行に含まれる可能性のあるもの

第 45 条

政府は、衛生上の緊急事態又は国家安全保障の理由で、特許ライセンスの付与を通じ若干の特許の使用を命令することができ、その範囲及び期間は当該付与の目的に限る。

第 46 条

次の条件が満たされる場合は、一方の第 1 特許を侵害することなしには実施することができない他方の第 2 特許の実施を許容するために、特許の所有者の許諾なく使用する権利を付与する。

- (a) 第 1 特許のクレームする発明に比べ、第 2 特許がクレームする発明が顕著な技術的進歩をもたらし、相当の経済的重要性を帯びる場合
- (b) 第 1 特許の所有者が、第 2 特許がクレームする発明の実施につき相応の条件下でのクロスライセンス許諾に対する権利を有する場合
- (c) 第 1 特許の許諾された使用の譲渡は、第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか、これを譲渡することができない。

第 47 条

特許の所有者の許諾のない特例使用が認容される場合は、次の規定を遵守するものとする。

- (a) 当該使用は国家工業所有権機関が許諾する。

- (b) 当該使用の許諾は、各々の場合の個別の状況に照らし検討する。
- (c) 第 43 条若しくは第 46 条又は両条で意図する使用については、付与前に、使用希望者が第 43 条に適合する取引条件で権利の所有者からのライセンスの取得を試み、その試みが第 42 条に規定の期限内に報われなかったことを前提とし、非営利の公共使用については、政府又は契約当事者が、有効な特許が政府により又は政府のために使用中である又は使用予定であることを、特許調査をしたことなく、知っている又は知っていることの十分な理由がある旨を、当該特許の所有者に相応に遅滞なく伝達することを前提条件とする。
- (d) 許諾は、特許実施を可能にする部品及び製造工程についての特許にまで及ぶ。
- (e) 使用は、非排他的性格とする。
- (f) 使用は、使用に係る事業部分又は無形資産を除いて譲渡することはできない。
- (g) 使用は、主に国内市場供給向けに許諾する。ただし、第 47 条及び第 48 条に規定の場合は、その限りでない。
- (h) 権利の所有者は、個々の実情に応じ、相応の報償を受ける。その際には、第 43 条に規定の手續にしたがって許諾の経済価値を適正に斟酌する。反競争慣行を救済するために許諾する使用についての報償額を決定する場合は、当該慣行補正の必要を適正に斟酌するものとし、ライセンスを発生させた状況下で、当該慣行が続行しかねないとみなされる場合は、許諾の取消は拒絶することができる。
- (i) 第 45 条に規定の使用及び規定にないその他の特例使用については、その範囲と期間は、許諾の目的に限定し、許諾を発生させた状況が該当しなくなり再発する可能性がなくなった場合は、許諾を取り下げ、合理的な請求があれば、国家工業所有権機関が、当該状況が継続して発生するか否かを確定する権限を有する。当該使用許可が効果をもたらさない場合は、当該許諾を得た者の適法の利害を適正に斟酌する。半導体技術の場合は、非営利の公的使用にのみ服させることができ、法律又は政府手續において反競争的と宣言された慣行の更正のためにのみ使用することができる。

第 48 条

特許の所有者により許諾されない使用に係る決定は、何れも法的判断に委ねられ、適正な報償に係る事項も同じである。

第 49 条

この章に規定の使用許諾に係る行政手續に対する不服申立は、停止効果を有さない。

第 50 条

この章に規定の使用の 1 を請求する者は、特許発明を有効に実施する経済力を有し、管轄庁により当該目的のために許諾された自由にしうる事業体を有することを要する。

第 VIII 章 追加特許又は改良特許

第 51 条

特許発明を改良する者は、追加特許を請求する権利を有する。

第 52 条

追加特許は，原特許の有効期間の残存期間に対して付与される。2 以上の原特許がある場合は，最後に満了する特許を原特許とみなす。

第 III 部 実用新案

第 53 条

何らかの新規の工夫又は形状として考案されたもので、公知の工具、作業用機器、用具、装置その他実用に供するものは、目的とする意図の実現を改善する限りにおいて、当該所有者に実施する排他的権利を付与し、当該権利は、実用新案証により権利を証明する。

当該権利は、新規の形状又は工夫として定義されるものについてのみ付与され、現行特許の保護分野について実用新案証を付与することができない。

第 54 条

実用新案証の存続期間は、出願日から起算し更新できない 10 年とし、施行規則に規定の手数料支払を条件とする。

第 55 条

この部に規定の発明が、新規性を有し、産業性を有することが、当該証明書発行の必須要件である。

第 56 条

実用新案証の出願は、次の事項を要する。

- (a) 当該発明を指定する名称
- (b) 実用物品の新規の形状若しくは工夫の又は機能改良の単独主要例に係る明細書であって、新規の形状若しくは工夫と機能改良の因果関係を説明し、当該分野の熟練者による当該発明の再現を可能にするもの及び図面の説明
- (c) 当該発明のクレーム
- (d) 必要な図面

第 57 条

実用新案の出願がなされ、審査手数料が納付されたときは、第 53 条及び第 55 条の要件が満たされているか否かを特許局が審査する。審査の結果、前記要件が満たされている場合は、出願は公告される。公告後 30 日以内に、何人も実用新案出願に対し裏付のある異議申立を提出し、証拠書類を添付することができる。異議申立は、認容されるためには、法的要件の欠如又は不備を、異議理由の骨子とするものでなければならない。当該期限後、局は当該異議申請につき判定を進め、異議理由なしの場合には、実用新案証を発行する。

出願人が実用新案出願後 3 月以内に実体審査の手数料を納付しない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

第 58 条

特許規定に違反しない実用新案に対しては、特許規定を準用する。

第 IV 部 特許及び実用新案の無効及び失効

第 59 条

特許及び実用新案証は、本法に違反して付与された場合は、全体的又は部分的に無効とする。

第 60 条

無効の理由が特許又は実用新案証に部分的にのみ係る場合は、影響を受けるクレームの取消により、部分的無効を宣言する。1 クレームの断片を部分的に無効と宣言することはできない。

無効が部分的なものである場合は、特許又は実用新案証は、無効とされなかったクレーム(複数)については、それ自体で独立の実用新案証又は特許の主題を構成することができるときは、有効に存続する。

第 61 条

特許の無効の宣言自体では、追加特許を無効にしない。ただし、当該追加特許の独立特許への変更が無効宣言の通知後 90 日の期限内に請求されることを条件とする。

第 62 条

特許及び実用新案証は、次の状況で失効する。

- (a) 存続期間の満了時
- (b) その所有者による放棄時。特許が 2 以上の者に帰属する場合は、放棄は共同でなすものとし、放棄は、第三者の権利を犯すことができない。
- (c) 維持年金の未納時。期限満了時、その所有者は当該年金支払につき 180 日の猶予期間を与えられ、当該期間満了時は失効となる。ただし、未納が不可抗力による場合は除く。
- (d) ライセンスが第三者に付与され、発明が特許の所有者に帰す理由により 2 年以内に実施されない場合

特許の失効を宣言する行政決定は、不服申立の対象となる。不服申立は、停止効果を有さない。

第 63 条

無効又は失効が発明を公共財産とする効力を有するためには、法定宣言を必要としない。無効又は失効は、独自の権利として発効する。

第 64 条

無効又は失効の訴は、適法の権利を有する何人によっても提起することができる。

第 65 条

無効及び失効を求める訴は、抗弁手続又は例外の請求により対抗できる。

第 66 条

裁判所決定が特許又は実用新案証の無効又は失効を命じ、当該判決が既判事項になった場合

は、適正な通知が国家工業所有権機関へ伝達される。

第 V 部 管理手続

第 I 章 手続

第 67 条

特許出願又は実用新案出願の手続遂行は、出願手数料の有効な納付に従うことを条件とする。さもなければ、局は手続を無効と宣言する。

第 68 条

特許出願及び/又は実用新案出願において要求される代理宣言は、宣誓供述書の特徴を有しなければならない。適正とみなされる場合は、局は要求される身分を証明する書類を求めることができる。

代理人が、代理事業の経営者の身分を主張するときは、当該事業は出願後 40 就業日の期限内に確認されなければならない、確認されないときは、代理資格の無効と宣言される。

第 69 条

個別の出願において、出願人は国内に適法の住所を指定し、その補正は特許庁へ届け出る。住所変更の届出がない場合は、通知書類は掲載上の住所への送付を有効とみなす。

第 70 条

第 26 条にいう公開時までは、係属中のファイルは、出願人、代理人又は当該人の許諾を受けた者に限り閲覧することができる。

出願手続に対処する特許庁職員は、ファイルの内容を守秘するものとする。

前段は、公的性格の情報又は司法当局が要求する情報には適用しない。

第 71 条

国家工業所有権機関の職員は、資格喪失の刑罰を受け当該局との雇用関係停止後 2 年経過までは、直接間接を問わず、第三者の代理で権利を手続遂行することができない。

第 II 章 審判請求

第 72 条

特許出願又は実用新案出願を拒絶する決定に対して、行政不服審判を提出することができる。これは、拒絶決定の通知日後 30 就業日の強制期限内に国家工業所有権機関長官宛てに提出されなければならない。行政不服審判には請求の有効性を裏付ける文献を添付しなければならない。

第 73 条

審判請求の論点及び提出書類を審理後、国家工業所有権機関は、適切な決定を下す。

第 74 条

工業所有権庁が下す決定が審判請求の有効性を否定する場合は、請求人は文書でその旨の通知を受ける。審判請求を認める決定の場合は、第 32 条に規定の手続を執る。

第 VI 部 特許及び実用新案証が付与する権限の侵害

第 75 条

発明者の権限の不法専有は、偽造の罪で 6 月以上 3 年以下の懲役及び罰金に処す。

第 76 条

前条に規定の罰則は、本法により第三者に付与される権利を害することなく、次の事項を、承知の上でなす何人に対しても同じく科す。

(a) 特許又は実用新案の所有者の権限に違反して 1 又は複数の物品を生産する又は生産せしめること

(b) 特許又は実用新案の所有者の権限に違反して 1 又は複数の物品を輸入、販売、販売提供、市場化、展示する又はアルゼンチン共和国領域へ導入すること

第 77 条

次の者には第 75 条に規定の罰則を 3 分の 1 加重して科す。

(a) 発明者又はその承継人の共同経営者、代理人、顧問、従業者又は従業員であった者で、保護を受ける前の発明を不法に専有又は開示する者

(b) 発明者又はその承継人の共同経営者、代理人、顧問、従業者又は従業員に贈賄し、発明を開示させる者

(c) 本法による守秘義務に違反する者

第 78 条

特許若しくは実用新案の所有者でなく又は特許若しくは実用新案の所有者により権利を付与される前者であって、当該人の商品上又は広告上で、特許又は実用新案証の存在につき公衆に誤認を与えかねない名称を使用する者に対しては、罰金を科す。

第 79 条

本法による違反が繰り返される場合は、罰則を 2 倍にする。

第 80 条

刑法の規定が、犯罪行為への関与共謀に適用される。

第 81 条

刑事手続に加え、特許の所有者及びそのライセンシー又は実用新案の所有者は、引続く不法実施の禁止及び被った損害の賠償を求める民事訴訟を提起することができる。

第 82 条

この部に規定の行為は、基本法の規定により法律上の不特許事由とする。

第 83 条

I. 特許又は実用新案証の提示を以て、被害当事者は、裁判官が必要とみなす補償金に基づ

いて、次の予防措置を請求することができる。

- (a) 1 又は複数の侵害物品の差押又は侵害方法の説明、
- (b) 侵害物品及び当該物品の製造のために特別に意図された機械類の差押命令又は侵害方法の実施の停止命令

II. 司法当局は、第30条、31条及び第32条により付与された特許に関して、以下の予防措置を命じることができる。

- (1) 知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに停止すること
- (2) 次のいずれかが満たされる場合に限り、侵害の疑いに関連する証拠を保全すること
 - (a) 被告が特許の無効を主張した場合に、特許が有効と判定される合理的な可能性があること
 - (b) かかる措置の執行における遅延が特許所有者に対する回復不能な損害を生じさせることが明白であること
 - (c) 特許所有者に対して生じうる損害が、当該措置が誤って執行された場合に侵害被疑者が受ける損害より大きいこと
 - (d) 特許が侵害されているという合理的な可能性があること。

前記の条件が満たされた場合、証拠隠滅の明らかな危険があるような例外的な場合において、司法当局は、これらの措置を一方的に執行することができる。すべての場合において、措置の執行に先立ち、司法当局は、職権により指名された専門家が、最長 15 日以内に項目 a 及び d について報告することを要求するものとする。本条に定める措置のいずれかが執行された場合、司法当局は出願人に対し、被告を保護し、権利の濫用を防ぐために十分な補償金又は同等の補償を提供するよう命ずるものとする。

第 84 条

前条に規定の対策は、司法当局の法務官が執行し、原告の求めにより 1 又は複数の専門家が援助する。

当該記録は、原告又はその承認を受けた者、他の専門家、当該組織の現行役員又は代理人及び司法当局の法務官の署名を要する。

第 85 条

侵害物品を所有する何人も、当該物品を当該人に販売した者の名称、数量及び金額並びに小売販売の開始時を十分に説明しなければならない。そうしない場合は、侵害者の共犯者とみなされ罰せられる。

司法当局の法務官は、自発的に又は利害関係者の請求によりなされた説明を記録にとどめる。

第 86 条

第 83 条に規定の方策は、出願人が適切な裁判手続を提起しない場合に、15 日経過後は効力を有さない。ただし、公式記録の証拠価値を害することはない。

第 87 条

第 83 条の防止措置が執行されていない場合において、原告は、被告が発明実施を進めたい場合は、被告に対して担保を要求し被告の発明実施を中断しないで済ませることができる。

第 88 条

民事訴訟の適用上、特許の主題が物の生産方法である場合は、司法当局は、物を生産するために利用する方法が特許された方法と異なることを証明するよう被告に対して命じるものとする。但し、司法当局は、原告に対して、特許された方法の結果として生産された物が新規でない場合には、物を生産するために被告が用いる方法が生産方法の特許を侵害することを証明するよう命じる権限を有する。別段の証明がなされない限り、被告又は被告の請求に基づいて司法当局が指名した専門家が、方法特許の結果として取得された物と同等の物が被疑侵害時に市場において存在し、侵害を構成せず、特許所有者又は被告のいずれかとは区別できる源から生じることを立証することができる場合には、特許された方法によって生産された物は新規でないとみなされる。本条に基づく証拠の呈示において、工業及び商業上の秘密の保護に関連して被告の正当な利益が考慮される。

第 89 条

通常の司法手続による民事訴訟は、民事商事連邦判事(Federal judges in civil and commercial matters)の管轄とし、小刑事(petty-criminal)手続による訴訟は、刑事及び小刑事事件連邦判事(Federal judges in criminal and petty-criminal matters)の管轄とする。

第 VII 部 国家工業所有権機関の組織

第 90 条

国家工業所有権機関は、法人格及び自己資産を備え、経済公共事業省管轄下で運営する自主機関としてここに設立し、本法、法律 No. 22. 362, 法律 No. 22. 426 及び 1963 年 8 月 9 日政令 No. 6. 673 の施行機関とする。

当該機関の資産は次の構成とする。

- (a) 当該機関が適用する法に由来する年金及び手数料並びに当該機関が提供する追加役務に対する手数料
- (b) 献金, 補助金, 遺贈金及び寄付金
- (c) 国家工業所有権機関の設立準備室(Temporary Center for the Creation)に属する財産
- (d) 国会が年度予算から国家工業所有権機関向けに割当てする金額

第 91 条

国家工業所有権機関の管理運営には、国家行政府が任命する長官が当たり、長官は、一時的又は永続的不在又は無能力の場合は、その職務を、これも国家行政府が任命する副長官によって代替される。副長官は、長官によって自己に委任される権限を行使する。

長官と副長官は、専任とし公務員の不適格に関する法規を遵守するものとし、その地位の剥奪は国家行政府の正当な決定のみによるものとする。

長官と副長官は、任期 4 年とし無期限の再任を認めるものとする。

国家工業所有権機関内に監察局を設け、機関の構成部局の行為を管理監督する。監察局は、監察官及び国家行政府が任命する監察官代理によって運営される。

第 92 条

国家工業所有権機関は、次の機能を有する。

- (a) 本法、法律 No. 22362 及び No. 22426 並びに政令 No. 6673/63 の規定遵守の確保
- (b) 職務遂行のために必要な専門職員の雇用
- (c) 管轄業務遂行に要する民間組織及び公共機関との契約の締結
- (d) 所有者の権利を保守し役務の料金として受領する金銭を管理する目的のためのものを含む手続手数料の設定、改正及び廃止（本項目は、政令 No. 27/2018 官報(B. 0.) 01/11/2018 の第 95 条による置き換えである。施行：アルゼンチン共和国官報公告の翌日）
- (e) 年次報告書及び貸借対照表の作成
- (f) 機関内業務遂行職員の給与体系の設定
- (g) 商標及び特許公報並びに商標、特許、実用新案及び工業意匠登録簿の刊行
- (h) データベースの創設
- (i) 機関業務の推進
- (j) 機関活動の情報公開、並びに
- (k) 発明特許及び実用新案に関する順調な手続を容易にする態様での手続を規定すること。これには新たな技術の実施により旧式となった要件を変更し、また出願人及び社会全体のために登録手続を簡略化する。（本項は、政令 No. 27/2018 官報(B. 0.) 01/11/2018 の第 96 条により組み込むものである。施行：アルゼンチン共和国官報公告の翌日）

第93条

次の事項は、国家工業所有権機関委員会の機能とする。

- (a) 工業所有権保護法に係る規則及び国家政策につき、適正とみなす修正について経済公共事業省を通じて政府へ提案
- (b) 国家工業所有権機関業務のガイドラインの交付
- (c) 当該機関徴収の金銭に係る予算管理
- (d) 発明活動奨励目的での競技会、競争、博覧会開催並びに賞状及び奨励金授与
- (e) 商標局長、工業意匠局長及び技術移転局長並びに特許庁長官及び副長官の任命
- (f) 商標、意匠及び技術移転の登録官の任命
- (g) 諮問委員会創設
- (h) 内部規定の発行
- (i) 当該庁に対して提起された審判請求の審理
- (j) 第II部第VII章に規定のライセンスの付与
- (k) 本法から発生するその他義務の遂行

第94条

特許庁を国家工業所有権機関の部門としてここに創設し、国家工業所有権機関委員会が任命する特許庁長官及び副長官が庁を統率する。

第95条

政府は、国家工業所有権機関の運営を統轄する。

第 VIII 部 最終移行規定

第 96 条

施行規則により罰金及び年金の双方を決定、賦課し、その調整方法を規定する。

第 97 条

ここに廃止する法に基づき付与された特許は、その満了までは付与された効力を維持する。ただし、その存続は、本法及び本法規則の規定に従うことを条件とする。

第 98 条

本法は、アルゼンチン共和国における医薬品製造販売の許可に係る法律 No. 16.463 に規定の要件遵守に例外を認めるものではない。

第 99 条

出願公開に係る第 26 条の規定は、その施行日に係属中の特許出願には適用せず、特許公告は、第 32 条の規定通りにのみなされる。

第 100 条

医薬品に係る発明は、官報における本法の公示後 5 年経過までは特許できない。当該日までには、医薬品の発明の特許性を規定する本法条文の何れも効力を有さず、当該特許性に不可分に係る他の規定も効力を有さない。

第 101 条

医薬品についての特許出願は、特許付与を本法の官報公示後 5 年経過からとすることを条件に、前条の規定を害することなく、本法に規定の方式及び条件下でなすことができる。

当該特許存続期間は、第 35 条に基づく期間とする。

特許の所有者は、官報上の本法公示後 5 年から当該人の発明に対する排他的権利を有する。

ただし、当該人の許可なく当該人の発明を実施している第三者が、国内市場が同一実勢価格で飽和になるであろうことを確証する場合は除く。

そのような場合は、特許の所有者の権利は、実施中の当該第三者から公正かつ相応の報償を特許付与から満了時点まで得ることに限られ、当事者間に合意不成立の場合は、国家工業所有権機関が、第 46 条により報償額を決定する。ただし、アルゼンチン共和国が遵守義務下にある「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」により採択された世界貿易機関の決定を施行するために本段落規定の修正を要する場合は、当該規定は適用しない。

第 102 条

本法施行前に外国でなされた特許出願であって、その主題が法律 No. 111 に基づき特許できなかったものは、次の条件が満たされる場合は、本法に基づき特許できる。

(a) 最先出願が、本法施行の前年内になされていなければならない。

(b) 出願人は、外国で特許出願済であることを、施行規則に規定の方法及び条件により証明しなければならない。

(c) 発明の実施又は輸入の何れも営業規模で行われていない。

(d) 本条により付与される特許の存続期間は、最先出願がなされた国における満了日と同日に満了する。ただし、本法に規定の 20 年の存続期間を超えないものとする。

第 103 条

法律 No. 22. 262 第 5 条は、ここに廃止する。

第 104 条

政府は、本法に基づき規則を公布する。

第 105 条

本法は、政府に伝達される。